

議案第41号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙
のとおり制定する。

平成22年3月11日提出

加西市長 中川暢三

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 超勤代休時間、休日及び休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）
- (3) 年次有給休暇及び休職の期間

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

「労働基準法の一部を改正する法律」の施行に伴い、超勤代休時間が新設されるため、
本条例に追加して規定するもの。